

横 浜 環 状 南 線

上 郷 地 区 排 水 検 討 業 務

特 記 仕 様 書

令 和 6 年 1 1 月

東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社

關 東 支 社 横 浜 工 事 事 務 所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 横浜環状南線 上郷地区排水検討業務

1-1-2 路線名 一般国道468号（横浜環状南線）

1-1-3 履行箇所 自) 横浜市栄区上郷町
至) 横浜市栄区上郷町

1-1-4 主な履行内容

現地踏査	1式
排水詳細設計	1箇所
設計協議説明用図面作成	5枚
設計打合せ	1式

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。

1-3 履行期間

本業務は、共通仕様書1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から360日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

1-4 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実

績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1-3 「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	平成 21 年度 横浜環状南線 上郷地区道路詳細設計	契約締結後貸与	電子成果品
	平成 30 年度 横浜環状南線 公田地区構造物設計		
	横浜環状南線 神戸橋（PC 上部工）工事 詳細設計		

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
横浜環状南線 神戸橋（PC 上部工）工事	R2.12.10～R10.2.1	オリエンタル白石(株)	東日本高速道路(株)	

横浜環状南線 桂台トンネル工事	H27.4.23～R10.2.28	大成建設(株)・(株)フジタ・ (株)銭高組 JV	東日本高速 道路(株)	
横浜環状南線 釜利谷庄戸トンネル 工事	R3.2.27～R8.8.29	鹿島建設・前田建設工 業・佐藤工業 JV	東日本高速 道路(株)	

1-7 部分使用

共通仕様書 1-36 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
構造計算書 流量計算書 協議説明用図面	令和7年10月	管理者との設計協議にて使用する ため

1-8 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16 「関係官公署及び関係会社への手続」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

位置	河川・水路名	管理者名	必要な協議	協議完了予定 時期
STA 12+60 付近	本郷污水幹線 Φ1200	横浜市下水道河 川局管路保全課	本設計の部分使用成 果に基づき既設人孔 への接続を協議	令和8年1月
STA 12+60 付近	横浜市道 庄戸 406	横浜市栄土木事 務所 道路係	接続管理設に係る占 用協議	令和8年1月

1-9 計画工程表

1-9-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1-8 「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書 1-9-3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
附帯工設計	設計計画	
	計画条件の協議・決定	
	構造検討	
	施工計画検討	
	図面作成・数量計算	

1-9-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-10 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1-2-2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

1-11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-12 その他

共通仕様書1-4-4「情報の作成」1-4-5「電子証明書の取得」、1-4-6-3「電子納品」、1-4-6-4「電子納品チェックシステム」、1-4-6-5「標準提出部数」及び1-4-9「特殊調査及び試験への協力等」については、適用しないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元	発行年月日
横浜環状南線（釜利谷東トンネル～笠間トンネル間）設計マニュアル（案） 【平成19年度改訂版】	東日本高速道路(株) 関東支社 横浜工事事務所	平成19年度
設計要領第一集 土工建設編	東日本高速道路(株)	令和6年7月
設計要領第二集 橋梁建設編	東日本高速道路(株)	平成28年8月
用排水構造物標準設計図集	東日本高速道路(株)	令和6年7月
横浜市下水道設計指針（管きよ編） 同解説	横浜市環境創造局	平成23年度改訂版
横浜市下水道標準図集（管きよ編）	横浜市環境創造局	平成22年7月

2-2 排水詳細設計

(1) 排水詳細設計とは、神戸橋に流入する雨水及び隣接トンネルの消火水等の排水について橋脚に設置した管から管理者との協議を踏まえた切替ます、油水分離ます及び洗浄水槽を介して既設人孔への接続管の詳細設計を行うもの。

(2) 神戸橋排水設計の検測数量は、設計箇所（箇所）とする。

(3) 排水詳細設計には、概略検討、構造計算、流量計算、詳細図作成、施工計画検討を含むものとする。

(4) 排水詳細設計には、污水管接続のための管理者との各種協議のための検討も含むものとする。

2-3 設計協議説明用図面作成

(1) 設計協議説明用図面作成とは、污水管への接続に際し行う管理者との協議において、本特記仕様書2-3「排水詳細設計」で検討を行った項目についての補足説明資料となる図面を作成するものである。

(2) 設計協議説明用図面作成の検測数量は、枚とする。

2-4 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め4回とする。当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社横浜工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場

所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-5 交通費・日当・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費・日当には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費・日当を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費・日当の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・日当・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-6 成果品

報告書については、以下のとおりとする。

項目	監督員	備考
報告書・図面（紙）	1部	表紙は青色、金文字製本とする
報告書・図面（電子データ）	2部	CD-R または、DVD-R

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日） （3-2. 受注者が設定した業務の終期）

以上